

## 財産を分ける上での 注意点について

話し合いにおいて財産を分ける場合には「**法定相続分**」が一応の基準となりますが、のこされた家族の状況等を考慮する事が重要です。その際、「**寄与分**」や「**特別受益**」にも注意が必要です。（「寄与分・特別受益」については次ページをご覧ください。）  
また、遺言を作成する場合には「**遺留分**」にご留意ください。

【 法定相続分と遺留分の割合 】

法定相続人		法定相続分	遺留分
配偶者のみ		1	1/2
配偶者と子	配偶者	1/2	1/4
	子	1/2	1/4
配偶者と両親	配偶者	2/3	1/3
	両親	1/3	1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	1/2
	兄弟姉妹	1/4	0
子のみ		1	1/2
両親のみ		1	1/3
兄弟姉妹のみ		1	0

### ▶ 遺留分制度とは

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。生前贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害された部分を請求することができます。遺言書の作成に際しては、この遺留分を侵さないようご注意ください。

### ▶ 遺留分権利者とは

1.配偶者、2.直系卑属(被相続人の子や孫など)、3.直系尊属(被相続人の父母、祖父母など)。  
なお、遺言者の兄弟姉妹は法定相続人ですが遺留分権利者ではありません。

### 【 遺留分減殺請求 】

遺留分を侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対して、その侵害された部分を請求することができます(これを遺留分減殺請求といいます)。侵害された遺留分権利者は、相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから1年経過すると行使できなくなります。知らなかった場合でも、相続開始のときから10年経過すれば行使できません。

2019年7月1日以後の相続については、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます(遺留分侵害額請求権)。

寄与分や  
特別受益にも  
ご注意ください！

……次ページへ……▶

## ▶ 寄与分とは

共同相続人のうち、遺言者の事業に関する労務の提供、財産上の給付、療養看護などにより、被相続人の財産の維持・形成に特別に寄与した人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議を経たうえで、寄与分として遺産の中から相当分を取得することができます。相続人全員による協議が調わない場合、家庭裁判所に申立てし、審判してもらうこともできます。遺言で相続分の配慮をしておくのもひとつの方法です。

また、2019年7月1日から特別寄与料の請求権の制度創設により、2019年7月1日以後の相続については、相続人以外の親族\*が一定の要件のもとで相続人に対して、金銭の請求をすることができるようになりました。

\* 相続人以外の親族〈例〉子の配偶者、相続人でない兄弟姉妹、被相続人の配偶者の連れ子

## ▶ 特別受益とは

遺贈、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本として生前贈与があった場合、生前贈与等を受けた相続人の相続分は、相続開始時の相続財産額に贈与の価額(「特別受益」といいます)を加えた価額に基づき法定相続分を算定し、その中から遺贈・贈与の価額を控除した残額となります。



\*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

## 相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから ▶



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら ▶

